



和歌山市公報

令和8年（2026年） 4月1日
第1820号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【規則】

番号		ページ
45	和歌山市医療法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（総務企画課）	4

【告示】

96	令和8年度の和歌山市公報の購読料・・・・・・・・・・・・・・・・（総務課）	14
97	包括外部監査契約の締結・・・・・・・・・・・・・・・・（行政経営課）	15
98	包括外部監査契約を締結する相手方の資格を証する書面又はその写しの閲覧・・（行政経営課）	16
99	電子申請システムを利用した手続に関する使用料、手数料、寄附金及び諸収入金に係る指定納付受託者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（デジタル推進課）	17
100	政府共通決済基盤を利用した手続に関する手数料及び諸収入金に係る指定納付受託者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（デジタル推進課）	18
101	元気わかやま市応援寄附金に係る指定納付受託者の指定・・・・・・・・（財政課）	19
102	元気わかやま市応援寄附金の収納事務委託・・・・・・・・（財政課）	20
103	固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の登録・・・・・・・・（資産税課）	21
104	市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民健康保険料、今福霊園管理料及び和歌山市若竹学級利用料に係る指定納付受託者の指定・・・・・・・・（納税課・保険総務課・介護保険課・国保年金課・青少年課）	22
105	コンビニエンスストア等における証明書交付手数料の収納事務委託・・・・・・・・（市民課・市民税課）	23
106	令和8年度一般廃棄物処理実施計画・・・・・・・・（廃棄物対策課）	24
107	犬、猫等の死体処理手数料の徴収事務委託・・・・・・・・（青岸清掃センター）	33
108	令和8年度和歌山市国民健康保険料率・・・・・・・・（国保年金課）	34
109	令和8年度和歌山市国民健康保険料を減額する額・・・・・・・・（国保年金課）	35
110	和歌山市夜間・休日応急診療センターにおける証明書等発行に係る手数料の徴収事務委託・・・・・・・・・・・・・・・・（総務企画課）	37
111	和歌山市西庄ふれあいの郷ゲートゴルフ場使用料の徴収事務委託・・・・・・・・（高齢者・地域福祉課）	38
112	和歌山市西庄ふれあいの郷ハーブ園内ハーブ販売料金の徴収事務委託・・・・・・・・（高齢者・地域福祉課）	39
113	和歌山市西庄ふれあいの郷サシェ販売料金の徴収事務委託・・・・・・・・（高齢者・地域福祉課）	40
114	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの事業の廃止の届出・・・・・・・・（障害者支援課）	41
115	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの事業の廃止の届出・・・・・・・・（障害者支援課）	42
116	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの事業の廃止の届出・・・・・・・・（障害者支援課）	43
117	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの事業の廃止の届出・・・・・・・・（障害者支援課）	44
118	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの事業の廃止の届出・・・・・・・・（障害者支援課）	45

119	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者からの事業の廃止の届出・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課)	46
120	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課)	47
121	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課)	48
122	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課)	49
123	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課)	50
124	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課)	51
125	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課)	52
126	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課)	53
127	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課)	54
128	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課)	55
129	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課)	56
130	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課)	57
131	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの事業の廃止の届出・・	(障害者支援課)	58
132	児童福祉法の規定による指定障害児相談支援事業者の指定・・・・・・・・	(障害者支援課)	59
133	城閣入場及び観覧に係る使用料、歴史資料館入場及び観覧に係る使用料及び「日 本名城」に係る物品売払代金の徴収事務委託・・・・・・・・	(和歌山城整備企画課)	61
134	和歌山市立和歌の浦アート・キューブに係る施設利用料金及び附属設備等利用料 金の額・・・・・・・・	(文化振興課)	62
135	和歌山市つつじが丘総合公園に係る利用料金の額・・・・・・・・	(スポーツ振興課)	63
136	田ノ浦漁港内の駐車場の使用料の徴収事務委託・・・・・・・・	(農林水産課)	65
137	雑賀崎漁港内の駐車場及びプレジャーボート等係留施設の使用料の徴収事務委託	(農林水産課)	66
138	和歌山市地域汚水処理施設使用料の徴収事務委託・・・・・・・・	(河川港湾課)	67
139	和歌山市宮城北公園地下駐車場の使用料の徴収事務委託・・・・・・・・	(まちなみ景観課)	68
140	和歌山市宮中央駐車場、和歌山市宮北駐車場並びに和歌山市宮けやき大通り地下 駐車場及び自転車等駐車場の使用料の徴収事務委託・・・・・・・・	(まちなみ景観課)	69
141	和歌山市宮市駅前原動機付自転車駐車場及び和歌山市宮六十谷駅前自転車等駐車 場の使用料の徴収事務委託・・・・・・・・	(まちなみ景観課)	70
142	和歌山市宮市駅前自転車駐車場の使用料の徴収事務委託・・・・・・・・	(まちなみ景観課)	71
143	和歌山市宮和歌山駅東口自転車等駐車場の使用料の徴収事務委託・・・・・・・・	(まちなみ景観課)	72
144	和歌山市西コミュニティセンターの使用料の徴収事務委託・・・・・・・・	(生涯学習課)	73
145	和歌山市立青少年国際交流センターの使用料の徴収事務委託・・・・・・・・	(青少年課)	74
146	市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民健康保険料、今福霊園管理料及 び和歌山市若竹学級利用料の収納事務委託・・・・・・・・	(納税課・保険総務課・ 介護保険課・国保年金課 ・青少年課)	75

【 公 告 】

○ 令和8年度ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びH i b感染症の予 防接種の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(保健対策課)	76
○ 令和8年度麻疹及び風しんの予防接種の実施・・・・・・・・・・・・・・・・	(保健対策課)	77
○ 令和8年度日本脳炎の予防接種の実施・・・・・・・・・・・・・・・・	(保健対策課)	78
○ 令和8年度結核の予防接種の実施・・・・・・・・・・・・・・・・	(保健対策課)	79
○ 令和8年度小児の肺炎球菌感染症の予防接種の実施・・・・・・・・	(保健対策課)	80
○ 令和8年度ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種の実施・・・・・・・・	(保健対策課)	81
○ 令和8年度水痘の予防接種の実施・・・・・・・・・・・・・・・・	(保健対策課)	82
○ 令和8年度B型肝炎の予防接種の実施・・・・・・・・・・・・・・・・	(保健対策課)	83
○ 令和8年度ロタウイルス感染症の予防接種の実施・・・・・・・・	(保健対策課)	84
○ 令和8年度RSウイルス感染症の予防接種の実施・・・・・・・・	(保健対策課)	85
○ 令和8年度インフルエンザの予防接種の実施・・・・・・・・	(保健対策課)	86
○ 令和8年度高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種の実施・・・・・・・・	(保健対策課)	87
○ 令和8年度新型コロナウイルスの予防接種の実施・・・・・・・・	(保健対策課)	88
○ 令和8年度帯状疱疹の予防接種の実施・・・・・・・・	(保健対策課)	89
○ 都市公園の設置及び供用開始・・・・・・・・	(公園緑地課)	90

【 農業委員会規則 】

1 和歌山市農業委員会会議規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	(農業委員会事務局)	91
2 和歌山市農業委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	(農業委員会事務局)	92

【 農業委員会規程 】

1 和歌山市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する規程・・・・・・・・	(農業委員会事務局)	93
--------------------------------------	------------	----

【 企業局告示 】

15 水道料金及び下水道使用料の収納事務委託・・・・・・・・	(企業総務課)	94
16 集落排水処理施設使用料及び集落排水事業受益者分担金の徴収事務委託・・・・・・・・	(企業総務課)	95

【 企業局公告 】

○ 令和8年度下水道事業受益者負担金の賦課対象区域・・・・・・・・	(企業総務課)	96
-----------------------------------	---------	----

和歌山市医療法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第45号

和歌山市医療法施行細則の一部を改正する規則

和歌山市医療法施行細則（平成9年規則第45号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 法第8条第2項の規定による届出は、オンライン診療受診施設設置届出書（別記様式第12号の2）によることができる。

第6条に次の1項を加える。

- 4 政令第4条第4項の規定による届出は、オンライン診療受診施設設置届出事項変更届（別記様式第15号の2）によることができる。

第7条第1項中「診療所、助産所休止届出書」を「診療所、助産所、オンライン診療受診施設休止届出書」に、「診療所、助産所再開届出書」を「診療所、助産所、オンライン診療受診施設再開届出書」に改め、同条第2項中「診療所、助産所廃止届出書」を「診療所、助産所、オンライン診療受診施設廃止届出書」に改める。

第8条中「診療所、助産所開設者死亡、失そう届出書」を「診療所、助産所、オンライン診療受診施設開設者（設置者）死亡、失踪届出書」に改める。

別記様式第10号（裏面）中

「8 開設年月日

年 月 日（診療又は業務開始年月日 年 月 日）

を

「8 オンライン診療の実施の有無

有 ・ 無

に

9 開設年月日

年 月 日（診療又は業務開始年月日 年 月 日）

」

改める。

別記様式第11号中「第8条」を「第8条第1項」に、

「13 開設年月日

年 月 日（診療又は業務開始年月日 年 月 日）

を

「13 オンライン診療の実施の有無

有 ・ 無

に

14 開設年月日

年 月 日（診療又は業務開始年月日 年 月 日）

」

改める。

別記様式第12号中「第8条」を「第8条第1項」に改める。

別記様式第12号の次に次の1様式を加える。

別記様式第12号の2（第5条関係）

オンライン診療受診施設設置届出書

年 月 日

（あて先）和歌山市保健所長

住所

設置者

氏名

（ 法人にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名
電話 （ ）

次のとおりオンライン診療受診施設を設置したので、医療法第8条第2項の規定により届け出ます。

施設 の 名 称	
設 置 の 場 所	〒 電話番号
敷 地 の 面 積 及 び 平 面 図	（別紙の添付でも可）
建 物 の 構 造 概 要 及 び 平 面 図	（別紙の添付でも可）
（法人の場合） 定款、寄付行為又は条例	
（法人の場合） 管理・運営責任者の氏名・連絡先	電話番号
設 置 年 月 日	

（備考）

車両を届け出る場合、それぞれの欄には以下の内容を記載することとする。

- ・「設置の場所」の欄については、当該車両が日常的に駐車している場所及び巡回予定地区を記載すること。また、届出は巡回する地区を管轄する都道府県、保健所設置市又は特別区に提出すること。
- ・「敷地の面積及び平面図」の欄については、記載が不要であること。
- ・「建物の構造概要及び平面図」の欄については、当該車両の車種・車名・車両番号を記載すること。

別記様式第13号中「(5)定款、寄付行為又は条例 開設者が法人の場合」を

「(5) 定款、寄付行為又は条例 開設者が法人の場合
(6) オンライン診療の実施の有無」に改める。

別記様式第14号中「(16)嘱託医師の住所及び氏名」を

「(16) 嘱託医師の住所及び氏名
(17) オンライン診療の実施の有無」に改める。

別記様式第15号中「(2) 嘱託医師の住所及び氏名」を

「(2) 嘱託医師の住所及び氏名
(3) オンライン診療実施の有無」に改める。

別記様式第15号の次に次の1様式を加える。

別記様式第15号の2（第6条4関係）

オンライン診療受診施設設置届出事項変更届

年 月 日

（あて先）和歌山市保健所長

住所

開設者

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話（ ）

下記のとおりオンライン診療受診施設の設置届出事項の一部を変更したので、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第4条第4項の規定により届け出ます。

記

1 オンライン診療受診施設の名称及び所在地

名 称	
所 在 地	〒 電話番号（ ）

2 変更事項（該当番号を○で囲むこと。）

(1) 設置者の住所及び氏名 (2) 施設の名称 (3) 敷地の面積及び平面図 (4) 建物の構造概要及び平面図 (5) 定款、寄付行為又は条例（法人の場合） (6) 管理・運営責任者の氏名・連絡先（法人の場合）

3 変更した理由

--

4 変更内容

変 更 前	変 更 後

5 変更年月日

年 月 日

添付書類

変更事項が（3）から（4）までに該当する場合は、変更前と変更後の2葉の平面図を添付し、変更箇所が明瞭になるよう色分けする等工夫すること。

別記様式第16号から別記様式第18号までを次のように改める。

別記様式第16号（第7条関係）

診療所

助産所

休止届出書

オンライン診療受診施設

年 月 日

和歌山市保健所長 様

住所

届出者（設置者）

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

電 話 （ ）

診療所電話 （ ）

次のとおり 診療所

助産所

を休止したので、医療法第8条の2第2項の規定により届け出ます。

オンライン診療受診施設

1 名称

2 開設場所

3 休止の理由

4 休止の年月日

年 月 日

5 休止の予定期間

年 月 日から 年 月 日まで

別記様式第16号の2（第7条関係）

診療所
助産所
オンライン診療受診施設

再開届出書

年 月 日

和歌山市保健所長 様

住所

届出者（設置者）

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

電 話 （ ）

診療所電話 （ ）

次のとおり

診療所

助産所

オンライン診療受診施設

を再開したので、医療法第8条の2第2項の規定により届け出ます。

1 名称

2 開設場所

3 休止年月日

年 月 日 から

4 再開の理由

5 再開年月日

年 月 日

別記様式第17号（第7条関係）

診療所
助産所
オンライン診療受診施設

廃止届出書

年 月 日

和歌山市保健所長 様

住所

届出者（設置者）

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名）

電 話 （ ）

診療所電話 （ ）

次のとおり
診療所
助産所
オンライン診療受診施設

を廃止したので、医療法第9条第1項の規定により届け出ます。

1 名称

2 開設場所

3 廃止年月日

年 月 日

4 廃止の理由

別記様式第18号（第8条関係）

診療所
 助産所
 オンライン診療受診施設

開設者
 (設置者)

死亡
 失踪

届出書

年 月 日

和歌山市保健所長 様

住所

届出者（設置者）

氏名



〔 死亡した者(失踪宣言を受けた者)との続柄 〕

電話 ()

診療所 死亡した
 次のとおり 助産所 の開設者（設置者）が 失踪宣告を受けた
 オンライン診療受診施設

ので、医療法第9条第2項の規定により届け出ます。

1 名称

[Empty box for name]

2 開設の場所

[Empty box for location]

3 開設者（設置者）の住所及び氏名

住所	
氏名	

4 死亡した(失踪宣告を受けた)年月日

年 月 日

添付書類 死亡診断書又は戸籍謄本(抄本)

附 則

- 1 この規則は公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の別記様式第 1 0 号から別記様式第 1 8 号までによる用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（令和 8 年 4 月 1 日 掲 示 済）

和歌山市告示第 9 6 号

和歌山市公報発行規則（昭和 2 5 年規則第 1 1 号）第 6 条第 2 項の規定により令和 8 年度の和歌山市公報の購読料を次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 ページ当たり 2 円

（令和 8 年 4 月 1 日掲示済）

和歌山市告示第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第6項の規定により告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 本田壽秀
住所 （登載省略）
- 2 包括外部監査契約の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告提出後に一括払とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、契約の範囲内で前払いをすることができる。
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
監査に要する費用の額は、執務費用及び実費の額を合算した額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。
執務費用及び実費についてはそれぞれ次に定めるところにより算定し、その総額は9,920,000円を上限とする。
 - (1) 執務費用
 - ア 外部監査人執務費用 外部監査人が当該監査に執務した日数に108,000円を乗じて得た額とする。
 - イ 外部監査人補助者執務費用 外部監査人補助者が当該監査に執務した日数に、当該外部監査人補助者が外部監査人となる資格を有する者である場合にあつては102,000円、公認会計士試験合格者その他監査を実施するために必要な資格を有する者である場合にあつては100,000円を乗じて得た額とする。
 - (2) 実費
 - ア 旅費 外部監査人及び外部監査人補助者が当該監査のために出張したときの当該出張に要した費用を和歌山市職員等旅費支給条例（昭和28年条例第14号）の例により算定した額とする。
 - イ 関係人出頭旅費 外部監査人が当該監査のために関係人の出頭を求めたときの当該出頭に要した費用を和歌山市職員等旅費支給条例の例により算定した額とする。
 - ウ 諸費用 (2)のア及びイのほか、外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査に要した費用として和歌山市と協議して算定した額とする。

（令和8年4月1日掲示済）

和歌山市告示第98号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の49の25第2項の規定により包括外部監査契約を締結する相手方の資格を証する書面又はその写し（以下「外部監査人の資格を証する書面」という。）を一般の閲覧に供するので、和歌山市外部監査契約の相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則（平成11年規則第14号）第3条の規定により告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

1 外部監査人の資格を証する書面を閲覧に供する期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和8年12月29日から令和8年12月31日までの日は除く。）

2 外部監査人の資格を証する書面を閲覧に供する場所

和歌山市七番丁23番地 和歌山市総務局総務部行政経営課

3 外部監査人の資格を証する書面を閲覧に供する時間

午前9時から午後5時まで

（令和8年4月1日揭示済）

和歌山市告示第99号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
東京都品川区上大崎三丁目1番1号
株式会社トラストバンク
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類
電子申請システムを利用した手続に関する使用料、手数料、寄附金及び諸収入金
- 3 指定をした日
令和8年4月1日
- 4 指定の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（令和8年4月1日掲示済）

和歌山市告示第100号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
東京都江東区豊洲3-3-3
株式会社NTTデータ
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類
政府共通決済基盤を利用した手続に関する手数料及び諸収入金
- 3 指定をした日
令和8年4月1日
- 4 指定の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（令和8年4月1日揭示済）

和歌山市告示第101号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

- (1) 東京都渋谷区道玄坂1-2-3
GMOペイメントゲートウェイ株式会社
- (2) 東京都品川区上大崎3丁目1番1号
株式会社トラストバンク
- (3) 東京都千代田区紀尾井町1-3
PayPay株式会社
- (4) 東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン13F
株式会社さとふる
- (5) 東京都世田谷区玉川1丁目14番1号 楽天クリームゾンハウス
楽天グループ株式会社
- (6) 東京都渋谷区渋谷3丁目26番20号 関電不動産渋谷ビル8階
株式会社アイモバイル
- (7) 東京都港区海岸1丁目7番1号
SBペイメントサービス株式会社
- (8) 東京都目黒区下目黒1-8-1
アマゾンジャパン合同会社
- (9) 東京都渋谷区恵比寿南3丁目5番7号
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
- (10) 東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー本館20階
株式会社ピアトゥー

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類

元気わかやま市応援寄附金

3 指定をした日

令和8年4月1日

4 指定の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(令和8年4月1日掲示済)

和歌山市告示第102号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

1 受託者

(1) 東京都千代田区有楽町1丁目1番2号

株式会社ぐるなび

(2) 和歌山県和歌山市友田町5-18

株式会社近鉄百貨店和歌山店

(3) 和歌山県和歌山市美園町5丁目13番地の2

一般社団法人和歌山市観光協会

2 委託した公金事務に係る歳入

元気わかやま市応援寄附金

3 指定をした日

令和8年4月1日

4 委託をした日

令和8年4月1日

5 指定の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(令和8年4月1日揭示済)

和歌山市告示第103号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定により、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の全てを登録したので公示します。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓
(令和8年4月1日掲示済)

和歌山市告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
東京都千代田区紀尾井町1番3号
P a y P a y株式会社
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類
市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民健康保険料、今福霊園管理料、和歌山市若竹学級利用料
- 3 指定をした日
令和8年4月1日
- 4 指定の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（令和8年4月1日掲示済）

和歌山市告示第105号

地方自治法（昭和22年政令第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 委託を受けた者
名称 地方公共団体情報システム機構
住所又は事務所の所在地 東京都千代田区一番町25番地
- 2 委託した公金事務に係る歳入
コンビニエンスストア等における証明書交付手数料
- 3 指定をした日
令和6年4月1日
- 4 委託をした日
令和8年4月1日

(令和8年4月1日揭示済)

和歌山市告示第106号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理計画のうち令和8年度一般廃棄物処理実施計画を定めたので、和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例（平成12年条例第57号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

1 ごみ

- (1) 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥等を除く。以下この項において同じ。）の発生量及び処理量の見込み
- ア 発生量の見込み 103,210トン
 - イ 処理量の見込み 103,016トン（発生量の見込みから資源集団回収量の見込みを除いた量）
 - 内、家庭系処理量の見込み 70,037トン
 - 内、事業系処理量の見込み 32,979トン
- (2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- ア 総合ごみ情報誌、ホームページ、市ごみ情報サイト「リリクルネット」、SNS等を活用したごみ減量等に関する情報提供及びごみ減量推進キャラクター「リリクル（着ぐるみ）」を使った各種イベント等への積極的な参加による啓発活動の実施
 - イ 認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、自治会、婦人会等の各種団体を対象とした焼却施設の見学会及び出前講座による啓発活動の実施
 - ウ 情報が伝わりにくい単身世帯、若年層世帯、自治会未加入世帯への情報提供及び啓発活動の実施
 - エ 事業系一般廃棄物を排出する事業者に対する廃棄物の減量推進並びに適正な循環的利用に関する指導及び啓発の実施
 - オ 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可制度及び一般廃棄物管理票（マニフェスト）制度による排出者の管理徹底
 - カ 食材を残さず使いきる、残さず食べきれぬ料理のレシピ等の情報提供
 - キ 生ごみに含まれる水分を削減するため、具体的でわかりやすく、誰もが取り組める方法を提供
 - ク 小売店で提供されるプラスチック製品を断るなど、プラスチック使用製品廃棄物の発生抑制に関する啓発活動を実施
 - ケ 資源として、かん、びん、紙、布、ペットボトル、小型家電等及び蛍光管等の分別収集の実施
 - コ 青岸ストックヤードを活用した資源回収の実施
 - サ 優先度が高い2R（リデュース・リユース）を意識したライフスタイル・ビジネススタイルの普及啓発
 - シ スーパーマーケット等で行っている「店頭拠点回収」の情報提供の充実と利用推進
 - ス 和歌山市ごみ減量推進員制度を活用したごみの減量化及び資源化の推進並びに和歌山市ごみ減量推進員との連携及び協働
 - セ 多量排出事業者に対する事業系一般廃棄物の減量計画書の作成及び提出の指導
 - ソ 家庭のごみ置場へ排出している事業者に対する適正処理指導
 - タ 事業系古紙類の資源化推進
 - チ 事業系一般廃棄物に混入している廃プラスチック類の受入規制
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

分別の区分	一般廃棄物の種類（例示）	
一般ごみ	台所ごみ	調理くず等
	再生することができない紙	ティッシュ、油紙、紙コップ、汚れが付着している紙、感熱紙、写真等

		プラスチック類全般	プラスチック製のおもちゃ、CD類、ナイロン製品、梱包に使っている発泡スチロール等 (プラスチック製容器包装を含む。ただし、ペットボトル及び白色トレイ(発泡スチロール製食品用トレイ)を除く。)
		木製品類、革製品類、ゴム製品類	革製バッグ、くつ・シューズ、ホース(50センチメートル以下に限る。)、木片等(1辺の長さが30センチメートル以下に限る。)
		汚れている衣類	下着、作業着等
		その他	ぬいぐるみ、草や木の枝、白熱電球、LEDランプ、割れた蛍光管等
資源	かん	かん類	飲料用かん、スプレーかん、缶詰かん、油かん等
		金属類	なべ(ホーロー製を除く。)、やかん、フライパン、包丁、フォーク、ナイフ、はさみ、魚焼きの網等(1辺の長さが30センチメートル以下に限る。)
	びん	びん類	飲料用びん、調味料びん、化粧びん等
	紙	古紙類	新聞・チラシ、雑誌・本・雑がみ、ダンボール、紙パック等
	布	古繊維類	シャツ、シーツ、タオル、ダウンジャケット等(汚れているものを除く。)
	ペットボトル	飲料、しょうゆ及び酒類の容器のうちポリエチレンテレフタレート製のもの	ペットボトルの識別表示マークがついた飲料、しょうゆ及び酒類のペットボトル
	小型家電等	小型家電等	一般消費者が通常生活の用に供する電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に規定する特定家庭用機器、除湿機及び排出禁止物に該当するもの並びに1人で持ち運ぶことができないものを除く。)及びその付属品(電池、蛍光管、電球及び燃料を除く。)
	蛍光管等	蛍光管等	蛍光管(割れたものを除く。)、乾電池、ボタン電池等
	白色トレイ	白色トレイ	発泡スチロール製食品用トレイ
	粗大ごみ	家具類、寝具類、楽器・遊具類(小型家電等は除く。)等で1辺の長さが30センチメートルを超えるもの	机、椅子、タンス、ベッド、鏡台、戸棚、ふとん、毛布、じゅうたん、カーテン、オルガン、琴、ドラム、自転車、三輪車、乳母車、足踏みミシン、編み機、ガスレンジ、傘、マッサージチェア等 (排出禁止物に該当するものを除く。)

備考 白色トレイ(発泡スチロール製食品用トレイ)は、分別し回収協力店に排出すること。

(4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

ア 市、市民及び事業者の責務

市	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、廃棄物の発生抑制及び再利用の促進並びに一般廃棄物の適正な処理を図るために必要な施策を実施するものとする。 ・市は、廃棄物の減量推進及び適正な処理に関し、市民及び事業者の意識の啓発を図るように努めなければならない。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、廃棄物の発生抑制し、再利用を図ること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。 ・市民は、廃棄物の減量推進及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。 ・事業者は、廃棄物の発生抑制し、再利用の促進等により、廃棄物の減量に積極的に努めなければならない。 ・事業者は、廃棄物の減量推進及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

イ 一般廃棄物の種類別の収集回数及び処理を実施する者

家庭系一般廃棄物

分別の区分	収集回数	収集運搬実施主体	中間処理実施主体	処理内容	最終処分	
一般ごみ	週2回	市直営 民間委託	市直営 民間委託	焼却	熱回収 埋立て	
資源	かん	月2回	市直営 民間委託	民間委託	選別・圧縮	資源化
	びん	月2回	市直営 民間委託	民間委託	選別・破碎	資源化
	紙	月2回又は3回	市直営 民間委託	民間委託	選別・圧縮	資源化
	布	月2回	市直営	民間委託	選別	資源化
	ペットボトル	月2回又は3回	市直営 民間委託	民間委託	選別・圧縮・ 破碎	資源化
	小型家電等	年2回	市直営	市直営 民間委託	選別・破碎	資源化
	蛍光管等	年2回	市直営	民間委託	選別・破碎	資源化
	白色トレイ	随時	拠点回収 (民間)	民間事業者	民間事業者の ルートによる 資源化	資源化
粗大ごみ	随時	民間委託	市直営 民間委託	選別・破碎・ 焼却	資源化 熱回収 埋立て	

備考

- 1 年末年始の収集については、収集日を振り替える場合がある。
- 2 埋立てによる最終処分先は、大阪湾広域臨海環境整備センターとする。

事業系一般廃棄物

分別の区分	収集回数	収集運搬実施主体	中間処理実施主体	処理内容	最終処分
一般ごみ	許可業者による	許可業者	市直営 民間委託	焼却	熱回収 埋立て

粗大ごみ	許可業者による	許可業者	市直営 許可業者	選別・破碎・ 焼却	資源化 熱回収 埋立て
------	---------	------	-------------	--------------	-------------------

備考

- 1 一般ごみの収集回数は、原則週2回以上とする。ただし、1か月の排出量が100キログラム以下で腐敗・悪臭等、生活環境の保全に支障が生じる恐れのないものであれば、収集回数は週1回以下とすることができる。
- 2 埋立てによる最終処分先は、大阪湾広域臨海環境整備センターとする。

動物（ペット等）の死体

	収集回数	収集運搬 実施主体	中間処理 実施主体	処理内容	最終処分
動物（ペット等）	随時	民間委託	市直営 民間委託	焼却	埋立て

ウ 一般廃棄物の種類別の排出方法

家庭系一般廃棄物

分別の区分		排出方法	排出場所等	排出時間
資源	一般ごみ	家庭用和歌山市指定ごみ収集袋又はレジ袋（原則10リットルから15リットルまでの容量表示のある透明又は半透明のものに限る。）	所定の場所	当日の午前8時まで
	かん			
	びん			
	布			
	ペットボトル			
	紙	新聞・チラシ、雑誌・本、ダンボール及び紙パックの種類ごとに十字ひも掛け又は紙袋に入れて排出 雑がみは雑誌に挟む又は紙袋に入れて排出		
	小型家電等	携帯電話、パソコン等の個人情報が含まれる恐れのあるものについては、必ず個人情報を消去してから排出	地区により指定された場所	地区により指定された日時
蛍光管等	使用機器から取り外した小型充電式電池、乾電池、ボタン電池、コイン型電池を排出	市指定回収拠点施設	各施設開館時間内	
	蛍光管は、購入時の紙箱や紙筒に入れるか、新聞紙等で包み、割れないようにして排出 ボタン電池は、セロハンテープ等で絶縁して排出	地区により指定された場所	地区により指定された日時	
白色トレイ	洗浄して排出	回収協力店	随時	
粗大ごみ	粗大ごみ受付センターへ事前申込してから排出（一回に出すことができるのは、原則2点から15点まで）	個別対応	当日の午前8時まで（収集は原則、受付日の翌週）	

備考

- 1 紙、布は濡れると再生しにくいので、収集日が雨の時はできるだけ次回の晴れた日に排出すること

と。

- 2 ペットボトルはキャップとラベルをはずして排出すること。
- 3 スプレーかんは中身を使いきり、飲料用かんや金属類とは別の袋に入れて排出すること。
- 4 この表において所定の場所とは、市が収集する一般ごみ及び資源（小型家電等を除く。）を排出すべき場所で、北事務所及び西事務所において一般の閲覧に供する図面に示すものをいう。
- 5 この表において地区により指定された場所及び日時とは、北事務所において各地区で指定されたものをいう。
- 6 この表において市指定回収拠点施設とは市が回収拠点を設置した市有施設をいう。
- 7 ごみ出しが困難な世帯を対象に、玄関先まで収集に向く「ふれあい収集」については、個別対応とする。（粗大ごみを除く家庭系一般廃棄物に限る。）
- 8 白色トレイ（発泡スチロール製食品用トレイ）は洗浄し回収協力店の回収ボックスへ排出すること。
- 9 ボタン電池は、セロハンテープ等で絶縁し、できるだけ販売店の回収缶に排出すること。

事業系一般廃棄物（収集運搬を委託する場合）

分別の区分	排出方法	排出場所・時間等
一般ごみ	事業所用和歌山市指定ごみ収集袋（黄色）又は搬入物が確認できるよう、透明若しくは半透明袋	許可業者との契約による
粗大ごみ		許可業者との契約による

備考

- 1 家庭用和歌山市指定ごみ収集袋で排出しないこと。
- 2 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者と一般廃棄物（ごみ）収集運搬委託契約の締結を書面により行うこと。
- 3 多量排出事業者は一般廃棄物管理票（マニフェスト）を作成しなければならない。なお当面は、平均で1日当たり100キログラム以上、又は1月当たり3トン以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者を対象とする。
- 4 事業系粗大ごみを排出する者は、一般廃棄物管理票（マニフェスト）を作成しなければならない。
- 5 かん（金属くず）、びん（ガラスくず）及びペットボトル（廃プラスチック類）はリサイクルするか、産業廃棄物として処理すること。
- 6 産業廃棄物に該当しない紙（紙くず）、布（繊維くず）等リサイクル可能なものは混入しないこと。
- 7 医療廃棄物の内、感染性廃棄物は特別管理廃棄物となるため、「特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物を取り扱える場合に限る。）」の許可を受けている業者に処理を委託しなければならない。
- 8 医療廃棄物の内、非感染性一般廃棄物は一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者に処理を委託することができるが、「非感染性廃棄物ラベル」を貼付したうえで排出しなければならない。
- 9 医療関係機関から排出される非感染性の紙おむつの取扱いは、汚物を取り除き、袋の口を密閉し臭気が外に漏れないようにし、「非感染性廃棄物ラベル」を貼付すること。

動物（ペット等）の死体

	排出方法	排出場所・時間等
動物（ペット等）	粗大ごみ受付センターへ事前申込してから排出	個別対応 （収集は通常、午前の受付分は午後の収集、午後の受付分は翌日の収集）

エ 家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、動物（ペット類）の死体、小型家電等及び蛍光管等を処理施設へ自己搬入する方法

搬入できる種類	搬入先	搬入時間
家庭系一般廃棄物	青岸ストックヤード 青岸清掃センター	月曜日から土曜日（祝日含む。）までの9時から15時30分まで
事業系一般廃棄物 （資源を除く。）		
動物（ペット類）の死体	青岸エネルギーセンター	月曜日から土曜日（祝日含む。）までの9時から17時まで
小型家電等（家庭系一般廃棄物に限る。）	青岸ストックヤード 北事務所 西事務所	青岸ストックヤードは月曜日から土曜日（祝日含む。）までの9時から15時30分まで 北事務所、西事務所は月曜日から金曜日（祝日含む。）までの9時から15時まで（事前連絡したものに限る。）
蛍光管等（家庭系一般廃棄物に限る。）		

備考

- 1 和歌山市一般廃棄物受入基準を順守すること。
- 2 剪定枝等は直径8センチメートル以下、長さ1メートル以下のサイズに限る。
- 3 家庭から出る瓦、陶磁器、ガラス、がれき類を所有者が自己搬入する場合は、1日1回とし、おおむね100キログラム以下の場合に限る。
- 4 家庭から出る廃材等を所有者が自己搬入する場合は、1日1回とし、直径8センチメートル以下、長さ1メートル以下のサイズで、おおむね100キログラム以下の場合に限る。
- 5 たたみを搬入する場合は、1日1回とし、枚数は6枚以下（半畳たたみも1枚）とする。
- 6 長尺物（ロール状、ひも状）等の搬入は、縦横1メートル以下に切断したものとする。
- 7 健全な廃棄物処理を実現するため、搬入物の展開検査及び搬入物の発生場所の確認を行う場合がある。
- 8 年末年始の搬入日や臨時の搬入停止は、別途広報する。

オ 排出禁止物の例示及びその処理方法

排出禁止物	品目（例示）	処理の方法
有害性、危険性又は引火性のある物	ガスボンベ、エアボンベ、他ボンベ類、消火器、灯油・ガソリン等、ペンキ・シンナー、機械油類（オイル等）、注射針等、その他危険物（農薬、劇薬、毒物等）、水銀血圧計等	排出者が一般廃棄物処分業許可業者、販売店、専門業者等に処理を依頼する。
著しく悪臭を発する物	多量の汚物、汚泥等	
容積又は重量の著しく大きい物	ドラム缶、パレット、木うす・石うす、シャッター類、サンドバッグ、焼却炉、モーター類、ポンプ類、コンプレッサー等	
適正処理困難物（条例第13条第1項に基づき市長が指定する適正処理困難物）	石膏ボード・耐火ボード・断熱材・その他アスベスト（石綿）が含有されているもの	排出者が一般廃棄物処分業許可業者、販売店、専門業者等に処理を依頼する。
	塩化ビニル管	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第1条に規定する特別管理一般廃棄物	排出者が自ら処理し、又は特別管理産業廃棄物処理業者に処理を依頼する。

<p>市長が生活環境の保全上特に適正な処理が必要と認める物及び市の廃棄物の処理に支障を及ぼすおそれがあると認める物</p>	<p>室外給湯器、ボイラー、温水器（電気式、太陽熱式、灯油式等）、システムキッチン、ソーラーシステム屋根、太陽光設備等、発電機、電動車椅子、ピアノ（電子ピアノを除く。）、塩化ビニル製品類、風呂釜・浴槽、タイヤ（一輪車・自転車を除く。）、門柱・門扉、パチンコ・パチスロ台、耐火金庫、マネキン（全身）、レジスター、タイムカードリーダー、FRP船体、耕運機・農業機械類・農業用ビニール等、バッテリー（自動車・二輪車用等、ポータブル電源等）、アスファルト、ALC材（軽量気泡コンクリート）、テーブル型ゲーム機、電動マージャン台、エンジン類及びこれらの付帯した物、除湿器（コンプレッサー式）、その他コンプレッサーの付帯した物等</p>	<p>排出者が一般廃棄物処分量許可業者、販売店、専門業者等に処理を依頼する。</p>
---	--	--

カ 法令等により再生利用等が義務付けられているもの及び事業者等により自主回収等が行われているものとその処理方法

品目	処理の方法
自動車（二輪車を除く。部品含む。）	排出者が販売店、専門業者等に処理を依頼する。
原動機付自転車及び自動二輪車（部品含む。）	排出者が指定引取窓口、販売店、専門業者等に処理を依頼する。
<p>特定家庭用機器</p>	<p>ユニット形エアコンディショナー（ユニット形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）</p> <p>テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式、有機EL式及びプラズマ式のもの）</p> <p>電気冷蔵庫及び電気冷凍庫</p> <p>電気洗濯機及び衣類乾燥機</p> <p>排出者は、再商品化等に必要な費用を負担し、以下の方法で処理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売業者等に引取りを依頼する。 ・自ら指定引取場所まで運搬する。 ・市に収集を依頼する。
小型充電式電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池及び小型シール鉛蓄電池）	排出者が販売店等に設置された小型充電式電池リサイクルボックスに入れる。
パーソナルコンピュータ	排出者が製造業者又は一般社団法人パソコン3R推進協会に回収を申し込む。（平成15年10月1日以降のPCリサイクルマークが貼られているものに限る。）
携帯電話、スマートフォン、タブレット	排出者がモバイル・リサイクル・ネットワークに参加している販売店に回収を申し込む。

備考 小型充電式電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池に限る。）、パーソナルコンピュータ、携帯電話、スマートフォン及びタブレットについては、小型家電等として排出することもできる。

キ 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者の処理

事業系一般廃棄物及び家庭系一時多量ごみの適正な処理を行うことにより、生活環境の保全を確保するものとする。

ク 一般廃棄物処分業許可業者の処理

事業系一般廃棄物及び家庭系一般廃棄物で、市において処理（再生利用等）することが困難であるものとする。

ケ その他

(ア) 一般廃棄物と併せて焼却処分する産業廃棄物は、木製品製造業（家具の製造業を含む。）に係る木くずとする。

(イ) 在宅医療廃棄物は、排出者が必要に応じ医療機関等と連携し、適正に処理しなければならない。

(ウ) 一般廃棄物処理業許可業者への適正処理に関する指導育成。

(エ) 家庭系一時多量ごみ（臨時粗大ごみ、引越ごみなどの一時的に多量に出たごみ等）を排出する者は、一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者又は一般廃棄物処分業許可業者に処理を依頼する若しくは、青岸ストックヤードへ自己搬入する。

一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者又は一般廃棄物処分業許可業者に処理を依頼する場合、一般廃棄物管理票（マニフェスト）を作成しなければならない。

(5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

処理すべき一般廃棄物の動向（廃棄物の性状及び量）及び各処理施設の耐用年数を考慮し、効率的かつ計画的な施設整備を検討

(6) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

ア 和歌山市一般廃棄物受入基準を順守してもらうため、市民及び事業者に広く周知徹底

イ 一般廃棄物と併せて焼却処分する産業廃棄物である木製品製造業（家具の製造業を含む。）に係る木くずの資源化の研究及び見直し

ウ 条例第15条の2で禁止された資源の収集又は運搬を防止するため、職員によるパトロール及び看板等による意識啓発

エ 不法投棄を防止するため、職員によるパトロール及び看板等による啓発を行い、不法投棄ボランティア及び警察との協力体制の構築

オ 清潔で美しいまちづくりを目指し、まちなかを中心とした巡回清掃を実施

カ 和歌山市災害廃棄物処理計画の実行性を保つための継続的な見直し、国・県、周辺市町村との広域的な連携及び民間事業者との協力体制の構築

キ 海岸漂着ごみについて、海岸管理者等からの要望など必要に応じて回収や廃棄物処理施設での受入など協力を努める

ク ごみ処理に関する広域的な連携を図り、将来の共通施策・共同施策の実施に向けた研究など、より広域的な取組を検討

2 し尿

(1) 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥等に限る。以下この項において同じ。）の発生量及び処理量の見込み

ア 発生量の見込み 176,045キロリットル

イ 処理量の見込み 176,045キロリットル

(2) 一般廃棄物の環境負荷の低減及び生活雑排水の排出の抑制のための方策に関する事項

ア 公共下水道の普及

イ 集落排水処理施設への接続促進

ウ 合併処理浄化槽の設置促進

(3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

なし

(4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

- 一般廃棄物（し尿）収集運搬業許可業者への適正処理に関する指導育成
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
なし
 - (6) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項
なし

(令和8年4月1日揭示済)

和歌山市告示第107号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243の2条第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

1 委託を受けた者

名称 アイテック・和歌山県ヘルス工業特定委託業務共同企業体

代表構成員 アイテック株式会社和歌山支店

住所又は事務所の所在地 和歌山県和歌山市中之島1681番-302号

2 委託した公金事務に係る歳入

犬、猫等の死体処理手数料

3 指定をした日

令和6年4月1日

4 委託をした日

令和8年4月1日

(令和8年4月1日掲示済)

和歌山市告示第108号

和歌山市国民健康保険条例（昭和34年条例第11号）第11条第1項、第11条の6の5第1項、第11条の10第1項及び第11条の15第1項の規定による令和8年度和歌山市国民健康保険料率を次のとおり決定したので、同条例第11条第3項、第11条の6の5第3項、第11条の10第3項及び第11条の15第3項の規定により告示する。

令和 8年 4月 1日

和歌山市長 尾花正啓

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分	子ども・子育て 支援金分
所得割	100分の9.04	100分の2.86	100分の2.65	100分の0.30
被保険者均等割 1人につき	30,720円	10,200円	10,800円	1,200円
世帯別平等割 1世帯につき	22,560円	7,200円	5,760円	720円
世帯別平等割 (特定世帯) 1世帯につき	11,280円	3,600円	5,760円	360円
世帯別平等割 (特定継続世帯) 1世帯につき	16,920円	5,400円	5,760円	540円

(令和8年4月1日揭示済)

和歌山市告示第109号

和歌山市国民健康保険条例（昭和34年条例第11号。以下「条例」という。）第15条第1項、同条第4項から第7項までにおいて準用する同条第1項並びに条例第15条の2の2第5項、同条第7項及び第8項において準用する同条第5項の規定による令和8年度和歌山市国民健康保険料を減額する額を次のとおり決定したので、条例第15条第3項において準用する条例第11条第3項、条例第15条第4項において準用する条例第11条の6の5第3項、条例第15条第5項において準用する条例第11条の10第3項、条例第15条第6項及び第7項において準用する条例第11条の15第3項及び条例第15条の2の2第6項において準用する条例第11条第3項の規定により告示する。

令和 8年 4月 1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 条例第15条第1項第1号、同条第4項から第7項までにおいて準用する同条第1項第1号並びに条例第15条の2の2第5項、同条第7項及び第8項において準用する同条第5項に該当する者

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分	子ども・子育て 支援金分
被保険者均等割 1人につき	21,510円	7,140円	7,560円	840円
被保険者均等割 1人につき (未就学児)	26,120円	8,670円		
世帯別平等割 1世帯につき	15,800円	5,040円	4,040円	510円
世帯別平等割 1世帯につき (特定世帯)	7,900円	2,520円	4,040円	260円
世帯別平等割 1世帯につき (特定継続世帯)	11,850円	3,780円	4,040円	390円

- 2 条例第15条第1項第2号、同条第4項から第7項までにおいて準用する同条第1項第2号並びに

条例第15条の2の2第5項、同条第7項及び第8項において準用する同条第5項に該当する者

	医 療 分	後期高齢者 支援金分	介 護 分	子ども・子育て 支援金分
被保険者均等割 1人につき	15,360円	5,100円	5,400円	600円
被保険者均等割 1人につき (未就学児)	23,040円	7,650円		
世帯別平等割 1世帯につき	11,280円	3,600円	2,880円	360円
世帯別平等割 1世帯につき (特定世帯)	5,640円	1,800円	2,880円	180円
世帯別平等割 1世帯につき (特定継続世帯)	8,460円	2,700円	2,880円	270円

3 条例第15条第1項第3号、同条第4項から第7項までにおいて準用する同条第1項第3号並びに

条例第15条の2の2第5項、同条第7項及び第8項において準用する同条第5項に該当する者

	医 療 分	後期高齢者 支援金分	介 護 分	子ども・子育て 支援金分
被保険者均等割 1人につき	6,150円	2,040円	2,160円	240円
被保険者均等割 1人につき (未就学児)	18,440円	6,120円		
世帯別平等割 1世帯につき	4,520円	1,440円	1,160円	150円
世帯別平等割 1世帯につき (特定世帯)	2,260円	720円	1,160円	80円
世帯別平等割 1世帯につき (特定継続世帯)	3,390円	1,080円	1,160円	120円

(令和8年4月1日揭示済)

和歌山市告示第110号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243の2条第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 委託を受けた者
名称 公益社団法人和歌山市夜間・休日急患対策協会
住所又は事務所の所在地 和歌山市吹上5丁目2番15号
- 2 委託した公金事務に係る歳入
和歌山市夜間・休日応急診療センターにおける証明書等発行に係る手数料
- 3 指定をした日
令和6年4月1日
- 4 委託をした日
令和8年4月1日

(令和8年4月1日揭示済)

和歌山市告示第111号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243の2条第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 委託を受けた者
名称 公益社団法人和歌山市シルバー人材センター
住所又は事務所の所在地 和歌山市新生町2番12号
- 2 委託した公金事務に係る歳入
ゲートゴルフ場使用料
- 3 指定をした日
令和7年4月1日
- 4 委託をした日
令和8年4月1日

(令和8年4月1日揭示済)

和歌山市告示第112号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243の2条第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 委託を受けた者
名称 公益社団法人和歌山市シルバー人材センター
住所又は事務所の所在地 和歌山市新生町2番12号
- 2 委託した公金事務に係る歳入
ふれあいの郷雑入（ハーブ販売収入及びハーブティ販売収入）
- 3 指定をした日
令和7年4月1日
- 4 委託をした日
令和8年4月1日

（令和8年4月1日揭示済）

和歌山市告示第113号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243の2条第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 委託を受けた者
名称 公益社団法人和歌山市シルバー人材センター
住所又は事務所の所在地 和歌山市新生町2番12号
- 2 委託した公金事務に係る歳入
ふれあいの郷雑入（サシェ販売収入）
- 3 指定をした日
令和7年4月1日
- 4 委託をした日
令和8年4月1日

（令和8年4月1日揭示済）

和歌山市告示第114号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者から同法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	廃止年月日
3020123380	とりたん園部	和歌山市園部 1672-43	共同生活援助	身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病等対象者	合同会社とりたん	和歌山市園部 1672-43	令和4年3月1日	令和7年6月30日 (事業譲渡による廃止)

(令和8年4月1日揭示済)

和歌山市告示第115号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者から同法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	廃止年月日
3020123299	グループホームあさがお	和歌山市西小二里2丁目1-11	共同生活援助	身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病等対象者	合同会社ASA	和歌山市土入21-9メゾンベア103号室	令和4年3月1日	令和7年7月31日 (事業譲渡による廃止)

(令和8年4月1日揭示済)

和歌山市告示第116号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者から同法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	廃止年月日
3010121840	パンダファミリー	和歌山市黒田18-4	生活介護	特定無し	特定非営利活動法人パンダ作業所	和歌山市小倉130番地の2	令和4年5月1日	令和7年6月30日

(令和8年4月1日掲示済)

和歌山市告示第117号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者から同法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	廃止年月日
3020123190	tomari 木	和歌山市湊 1115-77	共同生活 援助	身体障害 者・知的 障害者・ 精神障害 者・難病 等対象者	NEMU の木 presence 株式会社	和歌山市湊 1115-77	令和1年9 月1日	令和7年8 月31日

(令和8年4月1日揭示済)

和歌山市告示第118号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者から同法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	廃止年月日
3020123638	みらいのたね和歌山	和歌山市杭ノ瀬 215-15	共同生活援助	知的障害者、精神障害者	株式会社 ケアラボ	大阪府大阪市中央区上本町西一丁目1番16-1202	令和6年10月1日	令和8年2月21日

(令和8年4月1日掲示済)

和歌山市告示第119号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者から同法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	廃止年月日
3010123978	あみだホーム	和歌山市鳴神473-5	短期入所（空床型）	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等対象者	ライフカンパニー株式会社	和歌山市北新金屋丁76-8	令和4年11月1日	令和8年3月10日

(令和8年4月1日揭示済)

和歌山市告示第120号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3020123380	とりたん園部	和歌山市園部1672-43	共同生活援助	身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病等対象者	株式会社 RIPPLE	和歌山市園部1672-35	令和7年7月1日	令和10年2月29日 (事業譲渡のため、有効期限を引き継いでいます)

(令和8年4月1日揭示済)

和歌山市告示第121号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3020123299	グループホームあさがお	和歌山市西小二里2丁目1-11	共同生活援助	身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病等対象者	株式会社 Social Orbit	和歌山市坂田513-32	令和7年8月1日	令和8年11月30日 (事業譲渡のため、有効期限を引き継いでいます)

(令和8年4月1日揭示済)

和歌山市告示第122号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3020123737	グループホーム琉るいー	和歌山市西庄 343 番地 10	共同生活援助	知的障害者・精神障害者	株式会社 琉和	大阪府泉南都岬町孝子 131 番地	令和7年11月1日	令和13年10月31日

(令和8年4月1日揭示済)

和歌山市告示第123号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3020123745	あすたら	和歌山市木ノ本 1523-5	共同生活援助	身体障害者（肢体不自由・内部障害）・知的障害者・精神障害者・難病等対象者	合同会社 アストラ	和歌山市木ノ本 707 番地1	令和7年12月1日	令和13年11月30日

(令和8年4月1日掲示済)

和歌山市告示第124号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010124976	あすとら	和歌山市木ノ本1523-5	短期入所（空床型）	身体障害者（肢体不自由・内部障害）・知的障害者・障害児・精神障害者・難病等対象者	合同会社 アストラ	和歌山市木ノ本707番地1	令和7年12月1日	令和13年11月30日

(令和8年4月1日揭示済)

和歌山市告示第125号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3020123752	グループホーム花笑	和歌山市狐島418番地17号	共同生活援助	知的障害者・精神障害者	NPO 法人 つむぎの森	大阪府堺市東区北野田112	令和7年12月1日	令和13年11月30日

(令和8年4月1日揭示済)

和歌山市告示第126号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010124968	たいようの風	和歌山市六十谷 208-12 サンライト 坂本 1F	生活介護 （共生型）	特定無し	株式会社 たいよう	和歌山市太田 667 番地の1	令和7年 12月1日	令和13年 11月30日

(令和8年4月1日揭示済)

和歌山市告示第127号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010125007	てんまりほいっぼ	和歌山市西浜3丁目969番地3	生活介護	特定無し	ベストコンダクター合同会社	和歌山市木ノ本54-11	令和8年1月1日	令和13年12月31日

(令和8年4月1日揭示済)

和歌山市告示第128号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010124992	まんねん	和歌山市三葛 285-81	生活介護	特定無し	合同会社 まんねん	和歌山市三葛 285-81	令和8年1月1日	令和13年12月31日

(令和8年4月1日揭示済)

和歌山市告示第129号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3020123760	グループホームささえ	和歌山市有本257-22	共同生活援助	身体障害者（肢体不自由、視覚障害、内部障害）・知的障害者・精神障害者・難病等対象者	CLT コンポジット株式会社	和歌山市栄谷958-101	令和8年3月1日	令和14年2月29日

(令和8年4月1日揭示済)

和歌山市告示第130号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010125049	デイサービス はるまつ	和歌山市新堀東一丁目7-31	生活介護	特定無し	株式会社 H a t s u m a r u	和歌山市小雑賀696-1	令和8年3月1日	令和14年2月29日

(令和8年4月1日揭示済)

和歌山市告示第131号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づく指定障害児通所支援事業者による当該指定通所支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	利用定員
305010 1157	すぷらうと シカゴテラス	和歌山市加納181-5 シカゴテラス2F	児童発達支援・放課後等デイサービス	10人

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
株式会社スタッフバンクジャパン	和歌山県和歌山市友田町2丁目145番地 KEG教育センタービル	令和8年3月31日

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	利用定員
305010 0969	すぷらうと	和歌山市友田町2丁目145番地 KEG教育センタービル 4階	児童発達支援・放課後等デイサービス	10人

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
株式会社KEGキャリア・アカデミー	和歌山県和歌山市友田町2丁目145番地 KEG教育センタービル 4階	令和8年3月31日

(令和8年4月1日掲示済)

和歌山市告示第132号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	利用定員
305010 1561	和い和いの手	和歌山市湊1丁目2-29 2階	児童発達支援・放課後等デイサービス	10人

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
一般社団法人 和歌山県聴覚 障害者協会	和歌山県和歌山市手平2丁目1-2	令和8年4月1日	令和14年3月31日

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	利用定員
305010 0969	すぷらうと	和歌山市友田町2丁目145番地 KEG教育センタービル 4階	児童発達支援・放課後等デイサービス	10人

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
株式会社KE Gリソース	和歌山県和歌山市友田町2丁目145番地 KEG教育センタービル 4階	令和8年4月1日	令和12年4月30日

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	利用定員
305010 1157	すぷらうと シカゴテラス	和歌山市加納1 81-5 シカ ゴテラス2F	児童発達支援・放 課後等デイサービ ス	10人

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
株式会社KE Gリソース	和歌山県和歌山市友田町2丁目1 45番地 KEG教育センタービ ル 4階	令和8年4月1日	令和9年10月3 1日

(令和8年4月1日揭示済)

和歌山市告示第133号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
東京都品川区西五反田七丁目7番7号
ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類
城閣入場及び観覧に係る使用料、歴史資料館入場及び観覧に係る使用料、「日本の名城」及び「全国城跡等石垣整備調査研究会資料」に係る物品売払代金
- 3 指定をした日
令和8年3月17日
- 4 指定の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(令和8年4月1日揭示済)

和歌山市告示第134号

和歌山市立和歌の浦アート・キューブに係る令和8年4月1日以後の施設利用料金及び附属設備等利用料金の額について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項の規定により承認したので、和歌山市立和歌の浦アート・キューブ条例（平成15年条例第3号）第5条第5項の規定により告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

施設利用料金

区分	利用料金			
	午前(9時から 12時まで)	午後(13時か ら17時まで)	夜間(18時か ら22時まで)	全日(9時から 22時まで)
多目的ホール	4,710円	6,280円	6,280円	15,540円
練習のみでの使用	3,760円	5,020円	5,020円	13,800円
控室	620円	830円	830円	2,050円
第1制作室	1,040円	1,360円	1,360円	3,380円
第2制作室	1,570円	2,090円	2,090円	5,170円
音楽室	1,570円	2,090円	2,090円	5,170円
第1練習室	1,570円	2,090円	2,090円	5,170円
第2練習室	1,780円	2,400円	2,400円	5,920円
展示室	1,410円	1,880円	1,880円	5,170円

附属設備等利用料金

品名	単位	利用料金
美術バトン装置	1式	3,140円
スクリーン電動昇降装置	1式	1,040円
置舞台	1式	3,140円
グランドピアノ	1台	3,140円
舞台音響設備	1式	1,570円
舞台映像設備	1式	1,570円
舞台照明設備	1式	1,570円
平台	1台	200円
映像編集機器	1式	1,040円
音編集機器及びドラムセット	1式	2,090円

(令和8年4月1日掲示済)

和歌山市告示第135号

和歌山市つつしが丘総合公園に係る令和8年4月1日から令和9年3月31日までの利用料金について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項の規定により承認したので、和歌山市都市公園条例（昭和33年条例第25号）第12条の2第3項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

1 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

行為の種類		単位	利用料金
物品の販売、出店 その他これらに類するもの	一時的なもの	1平方メートル1日につき	520円
	その他のもの	1平方メートル1月につき	1,570円
業として行う写真の撮影		写真機1台1日につき	310円
業として行う映画等の撮影		1時間につき	1,250円
競技会、集会、展示会その他これらに類するもの	1件3時間まで		1,380円
	3時間を超えるときは、その超える時間1時間（1時間未満の端数は、1時間とする。）ごとに		460円
備考 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、当該行為の区分に係る利用料金の100分の200に相当する額を加算する。			

2 有料施設の利用料金

種別	単位	利用料金
屋外コート センターコート	平日1面1時間につき	850円
	日曜日、土曜日及び休日 1面1時間につき	1,000円
屋内コート	平日1面1時間につき	1,800円
	日曜日、土曜日及び休日 1面1時間につき	2,000円
会議室	1時間につき	300円
大会運営施設	1時間につき	300円
屋外用放送設備	1式1回につき	1,500円
練習用コート	平日1面1時間につき	1,100円
	日曜日、土曜日及び休日 1面1時間につき	1,300円
多目的球技場	平日1時間につき	1,600円
	日曜日、土曜日及び休日 1面1時間につき	2,000円
スケートボード場	1年につき	1,100円

備考

- 1 使用のための準備及び原状に回復するための時間は、使用時間を含むものとする。
- 2 野外コート又はセンターコートの照明設備を使用する場合にあっては、この表に掲げる金額に当該照明設備の使用時間1時間につき500円を加算する。この場合において、当該使用時間に30分未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数が生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。
- 3 会議室に係る金額には、当該会議室に備付けの放送設備の使用に係る金額を含むものとする。
- 4 会議室又は大会運営施設の冷暖房設備を使用する場合にあっては、この表に掲げる金額に当該冷暖房設備の使用時間1時間につき300円を加算する。この場合において、当該使用時間に30分未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数が生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。

(令和8年4月1日揭示済)

和歌山市告示第136号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

1 委託を受けた者

名称 和歌山北漁業協同組合

住所又は事務所の所在地 和歌山市田野367番地の4地先

2 委託した公金事務に係る歳入

駐車場等使用料

3 指定した日

令和6年4月1日

4 委託をした日

令和8年4月1日

(令和8年4月1日掲示済)

和歌山市告示第137号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

1 委託を受けた者

名称 雑賀崎漁業協同組合

住所又は事務所の所在地 和歌山市雑賀崎1162番地先

2 委託した公金事務に係る歳入

駐車場等使用料、プレジャーボート等係留施設使用料

3 指定した日

令和6年4月1日

4 委託をした日

令和8年4月1日

(令和8年4月1日掲示済)

和歌山市告示第138号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 委託を受けた者
名称 第一環境株式会社 関西支店
住所又は事務所の所在地 大阪市淀川区西中島6丁目8番8号
- 2 委託した公金事務に係る歳入
和歌山市地域污水处理施設使用料
- 3 指定をした日
令和7年4月1日
- 4 委託をした日
令和8年4月1日

(令和8年4月1日揭示済)

和歌山市告示第139号

地方自治法（昭和22年政令第67号）第243の2条第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 受託を受けた者
名称 富士警備保障株式会社
住所又は事務所の所在地 和歌山市汐見町三丁目34番地
- 2 委託した公金事務に係る歳入
和歌山市宮城北公園地下駐車場使用料
- 3 指定をした日
令和6年4月1日
- 4 委託をした日
令和8年4月1日

(令和8年4月1日揭示済)

和歌山市告示第140号

地方自治法（昭和22年政令第67号）第243の2条第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

1 受託を受けた者

名称 大揚興業株式会社

住所又は事務所の所在地 和歌山市新通二丁目10番1

2 委託した公金事務に係る歳入

(1) 和歌山市営中央駐車場使用料

(2) 和歌山市営北駐車場使用料

(3) 和歌山市営けやき大通り地下駐車場及び自転車等駐車場使用料

3 指定をした日

令和6年4月1日

4 委託をした日

令和8年4月1日

(令和8年4月1日揭示済)

和歌山市告示第141号

地方自治法（昭和22年政令第67号）第243の2条第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 受託を受けた者
名称 大揚興業株式会社
住所又は事務所の所在地 和歌山市新通二丁目10番1
- 2 委託した公金事務に係る歳入
(1) 和歌山市営市駅前原動機付自転車駐車場使用料
(2) 和歌山市営六十谷駅前自転車等駐車場使用料
- 3 指定をした日
令和6年4月1日
- 4 委託をした日
令和8年4月1日

(令和8年4月1日揭示済)

和歌山市告示第142号

地方自治法（昭和22年政令第67号）第243の2条第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 受託を受けた者
名称 有限会社ジェイイーエス
住所又は事務所の所在地 和歌山市中島526番地101号
- 2 委託した公金事務に係る歳入
和歌山市営市駅前自転車駐車場使用料
- 3 指定をした日
令和6年4月1日
- 4 委託をした日
令和8年4月1日

(令和8年4月1日揭示済)

和歌山市告示第143号

地方自治法（昭和22年政令第67号）第243の2条第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 受託を受けた者
名称 富士警備保障株式会社
住所又は事務所の所在地 和歌山市汐見町三丁目34番地
- 2 委託した公金事務に係る歳入
和歌山市営和歌山駅東口自転車等駐車場使用料
- 3 指定をした日
令和6年4月1日
- 4 委託をした日
令和8年4月1日

(令和8年4月1日揭示済)

和歌山市告示第144号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

1 委託を受けた者

名称 ぶんきょうの杜舎

代表構成員 株式会社KEGキャリア・アカデミー

住所又は事務所の所在地 和歌山市砂山南三丁目1番11号

2 委託した公金事務に係る歳入

和歌山市西コミュニティセンターの使用料

3 指定をした日

令和7年4月11日

4 委託をした日

令和8年4月1日

（令和8年4月1日揭示済）

和歌山市告示第145号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

1 委託を受けた者

名称 加太まちづくりグループ

（代表団体） 加太まちづくり株式会社 代表取締役 藤井保夫

住所又は事務所の所在地 和歌山市加太1067番地

（構成団体） 大揚興業株式会社 代表取締役 村田弘至

住所又は事務所の所在地 和歌山市新通2丁目10番1

2 委託した公金事務に係る歳入

和歌山市立青少年国際交流センターの使用料

3 指定をした日

令和8年2月27日

4 委託をした日

令和5年3月6日

（令和8年4月1日揭示済）

和歌山市告示第146号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条並びに国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2に基づき、公金の収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

1 受託を受けた者

- (1) 名称 紀陽情報システム株式会社
住所又は事務所の所在地 和歌山市中之島2240番地
- (2) 名称 地銀ネットワークサービス株式会社
住所又は事務所の所在地 東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号
- (3) 収納事務取扱コンビニエンスストア及びスマートフォン等の電子機器による決済サービスを提供する会社（13社）

株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号
ウェルネット株式会社	北海道札幌市中央区大通東10丁目11番地4
ビルディングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号
株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町二丁目11番1号
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿2丁目3番2号

2 委託した公金事務に係る歳入

市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民健康保険料、和歌山市若竹学級利用料、和歌山市今福霊園管理料

3 指定をした日

令和8年4月1日

4 委託をした日

令和8年4月1日

(令和8年4月1日揭示済)

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項及び予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第9条から第11条までの規定に基づき、令和8年度ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びH i b感染症の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）第5条の規定により公告する。

令和8年4月1日

和歌山市保健所
所長 笠 松 美 恵

1 対象者

(1) 第1期

生後2月から生後90月に至るまでの間にある者。ただし、当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

(2) 第2期

11歳以上13歳未満の者。ただし、当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

(3) 政令第3条第2項の規定により特定疾病等に係る法第5条第1項の政令で定める者とされる者。ただし、当該疾病にかかっている者及びかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

2 実施場所及び期間

(1) 実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関

(2) 実施期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 接種不相当者

(1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの

(2) 明らかな発熱を呈している者

(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(5) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

無料

(令和8年4月1日揭示済)

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項及び予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第12条、第13条及び附則第5条の規定に基づき、令和8年度麻疹及び風しんの予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）第5条の規定により公告する。

令和8年4月1日

和歌山市保健所
所長 笠 松 美 恵

1 対象者

(1) 第1期

生後12月から生後24月に至るまでの間にある者。ただし、当該疾病にかかっている者及びかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

(2) 第2期

5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者。ただし、当該疾病にかかっている者及びかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

(3) 政令第3条第2項の規定により特定疾病等に係る法第5条第1項の政令で定める者とされる者。ただし、当該疾病にかかっている者及びかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

2 実施場所及び期間

(1) 実施場所

和歌山市個別予防接種承諾医療機関

(2) 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 接種不適当者

(1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの

(2) 明らかな発熱を呈している者

(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(5) 妊娠していることが明らかな者

(6) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

無料

(令和8年4月1日揭示済)

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項及び予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第14条、第15条、附則第3条の規定に基づき、令和8年度日本脳炎の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）第5条の規定により公告する。

令和8年4月1日

和歌山市保健所
所長 笠松 美 恵

1 対象者

(1) 第1期

生後6月から生後90月に至るまでの間にある者。ただし、当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

(2) 第2期

9歳以上13歳未満の者。ただし、当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

(3) 政令第3条第2項の規定により特定疾病等に係る法第5条第1項の政令で定める者とされる者。ただし、当該疾病にかかっている者及びかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

(4) 予防接種実施規則附則第3条に基づく平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた20歳未満の者であって、日本脳炎の予防接種のうち4回の接種を受けていない者。ただし、当該疾患にかかっている者又はかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

2 実施場所及び期間

(1) 実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関

(2) 実施期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 接種不適当者

(1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの

(2) 明らかな発熱を呈している者

(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(5) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

無料

(令和8年4月1日揭示済)

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項及び予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第16条の規定に基づき、令和8年度結核の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）第5条の規定により公告する。

令和8年4月1日

和歌山市保健所
所長 笠松美恵

1 対象者

- (1) 生後1歳に至るまでの間にある者。ただし、当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。
- (2) 政令第3条第2項の規定により特定疾病等に係る法第5条第1項の政令で定めるものとされる者。ただし、当該疾病にかかっている者及びかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

2 実施場所及び期間

- (1) 実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関
- (2) 実施期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 接種不相当者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (5) 結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (6) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

無料

(令和8年4月1日揭示済)

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項及び予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第17条の規定に基づき、令和8年度小児の肺炎球菌感染症の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）第5条の規定により公告する。

令和8年4月1日

和歌山市保健所
所長 笠松美恵

1 対象者

- (1) 生後2月から生後60月に至るまでの間にある者。ただし、当該疾病にかかっている者及びかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。
- (2) 政令第3条第2項の規定により特定疾病等に係る法第5条第1項の政令で定める者とされる者。ただし、当該疾病にかかっている者及びかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

2 実施場所及び期間

- (1) 実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関
- (2) 実施期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 接種不相当者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (5) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

無料

(令和8年4月1日揭示済)

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項及び予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第18条の規定に基づき、令和8年度ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）第5条の規定により公告する。

令和8年4月1日

和歌山市保健所
所長 笠 松 美 恵

1 対象者

- (1) 12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子。ただし、当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。
- (2) 政令第3条第2項の規定により特定疾病等に係る法第5条第1項の政令で定める者とされる者。ただし、当該疾病にかかっている者及びかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

2 実施場所及び期間

- (1) 実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関
- (2) 実施期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 接種不相当者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (5) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

無料

(令和8年4月1日揭示済)

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項及び予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第19条の規定に基づき、令和8年度水痘の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）第5条の規定により公告する。

令和8年4月1日

和歌山市保健所
所長 笠松美恵

1 対象者

- (1) 生後12月から生後36月に至るまでの間にある者。ただし、当該疾病にかかっている者及びかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。
- (2) 政令第3条第2項の規定により特定疾病等に係る法第5条第1項の政令で定める者とされる者。ただし、当該疾病にかかっている者及びかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

2 実施場所及び期間

- (1) 実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関
- (2) 実施期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 接種不相当者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (5) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

無料

(令和8年4月1日揭示済)

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項及び予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第20条の規定に基づき、令和8年度B型肝炎の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）第5条の規定により公告する。

令和8年4月1日

和歌山市保健所
所長 笠松美恵

1 対象者

- (1) 1歳に至るまでの間にある者。ただし、当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。
- (2) 政令第3条第2項の規定により特定疾病等に係る法第5条第1項の政令で定めるものとされる者。ただし、当該疾病にかかっている者及びかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

2 実施場所及び期間

- (1) 実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関
- (2) 実施期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 接種不相当者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (5) HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染するおそれのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者
- (6) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

無料

(令和8年4月1日揭示済)

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項及び予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第21条の規定に基づき、令和8年度ロタウイルス感染症の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）第5条の規定により公告する。

令和8年4月1日

和歌山市保健所
所長 笠 松 美 恵

1 対象者

- (1) 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを使用する場合は、出生6週0日後から24週0日後までの間にある。ただし、当該疾病にかかっている者及びかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。
- (2) 五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを使用する場合は、出生6週0日後から32週0日後までの間にある者。ただし、当該疾病にかかっている者及びかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

2 実施場所及び期間

- (1) 実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関
- (2) 実施期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 接種不相当者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (5) 腸重積症の既往があることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者（その治療が完了した者を除く。）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者
- (6) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

無料

(令和8年4月1日揭示済)

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項及び予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第22条の規定に基づき、令和8年度RSウイルス感染症の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）第5条の規定により公告する。

令和8年4月1日

和歌山市保健所
所長 笠松美恵

1 対象者

妊娠28週から妊娠37週に至るまでの間にある者。ただし、当該疾病にかかっている者及びかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

2 実施場所及び期間

- (1) 実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関
- (2) 実施期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 接種不相当者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (5) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

無料

(令和8年4月1日揭示済)

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項及び予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第23条の規定に基づき、令和8年度インフルエンザの予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）第5条の規定により公告する。

令和8年4月1日

和歌山市保健所
所長 笠松美恵

1 対象者

- (1) 65歳以上の者。ただし、当該疾病にかかっている者その他厚生労働省令で定める者を除く。
- (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの。ただし、当該疾病にかかっている者その他厚生労働省令で定める者を除く。

2 実施場所及び期間

- (1) 実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関
- (2) 実施期間 令和8年10月1日から令和9年1月31日まで

3 接種不相当者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (5) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

自己負担金は、1件につき1,500円とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する対象者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給者については自己負担金を免除する。

（令和8年4月1日揭示済）

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項及び予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第24条の規定に基づき、令和8年度高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）第5条の規定により公告する。

令和8年4月1日

和歌山市保健所
所長 笠松 美 恵

1 対象者

- (1) 65歳の者
- (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの。ただし、当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。
- (3) 政令第3条第2項の規定により特定疾病等に係る法第5条第1項の政令で定めるものとされる者。ただし、当該疾病にかかっている者及びかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

2 実施場所及び期間

- (1) 実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関
- (2) 実施期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 接種不相当者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (5) 当該疾病に係る法第5条第1項の規定による予防接種を受けたことのある者
- (6) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

自己負担金は、1件につき3,500円とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する対象者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給者については自己負担金を免除する。

（令和8年4月1日揭示済）

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項及び予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第25条の規定に基づき、令和8年度新型コロナウイルスの予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）第5条の規定により公告する。

令和8年4月1日

和歌山市保健所
所長 笠松 美 恵

1 対象者

- (1) 65歳以上の者。ただし、当該疾病にかかっている者その他厚生労働省令で定める者を除く。
- (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの。ただし、当該疾病にかかっている者その他厚生労働省令で定める者を除く。

2 実施場所及び期間

- (1) 実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関
- (2) 実施期間 令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

3 接種不相当者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (5) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

自己負担金は、1件につき5,000円とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する対象者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給者については自己負担金を免除する。

（令和8年4月1日揭示済）

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項及び予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第26条の規定に基づき、令和8年度带状疱疹の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）第5条の規定により公告する。

令和8年4月1日

和歌山市保健所
所長 笠松美恵

1 対象者

- (1) 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者。ただし、当該疾病にかかっている者その他厚生労働省令で定める者を除く。
- (2) 60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの。ただし、当該疾病にかかっている者その他厚生労働省令で定める者を除く。

2 実施場所及び期間

- (1) 実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関
- (2) 実施期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 接種不相当者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (5) 当該疾病に係る法第5条第1項の規定による予防接種を受けたことのある者
- (6) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

自己負担金は、乾燥弱毒生水痘ワクチン1件につき3,000円、乾燥組換え带状疱疹ワクチン1件につき6,000円とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する対象者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給者については自己負担金を免除する。

(令和8年4月1日揭示済)

公告

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、都市公園を次のとおり設置し、令和8年4月1日からその供用を開始する。

令和8年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

名称	位置	区域	供用開始の期日
今福北公園	和歌山市今福一丁目68番9、68番11、79番5、79番20、79番21、79番22	別図のとおり	令和8年4月1日

別 図



(令和8年4月1日掲示済)

和歌山市農業委員会規則第1号

和歌山市農業委員会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年4月1日

和歌山市農業委員会
会長 谷 河 績

和歌山市農業委員会会議規則の一部を改正する規則

和歌山市農業委員会会議規則（昭和41年農業委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項及び第16条第2項中「起立」を「挙手」に改める。

第19条第1項中「の小委員会」を「の部会」に、「農政問題調査研究小委員会」を「農政部会」に、「農地問題調査研究小委員会」を「農地部会」に改め、同条第2項中「小委員会の」を「部会の」に、「農政問題調査研究小委員会」を「農政部会」に、「農地問題調査研究小委員会」を「農地部会」に改め、同条第3項中「小委員会」を「部会」に、「委員長及び副委員長」を「部会長及び副部会長」に改め、同条第4項中「小委員会」を「部会」に、「委員長」を「部会長」に改める。

第20条第1項及び第2項中「小委員会」を「部会」に改め、同条第3項及び第4項中「小委員会」を「部会」に、「委員長」を「部会長」に改め、同条第5項中「委員長」を「部会長」に改める。

第21条中「小委員会」を「部会」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（令和8年4月1日揭示済）

和歌山市農業委員会規則第2号

和歌山市農業委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年4月1日

和歌山市農業委員会
会長 谷 河 績

和歌山市農業委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則

和歌山市農業委員会会議傍聴規則（昭和41年農業委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職業」の次に「及び連絡先（電話番号等）」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（令和8年4月1日揭示済）

和歌山市農業委員会規程第1号

和歌山市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年4月1日

和歌山市農業委員会
会長 谷 河 績

和歌山市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する規程

和歌山市農業委員会事務局処務規程（昭和45年農業委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7）農用地利用集積等促進計画に対する意見に関すること

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

（令和8年4月1日揭示済）

和歌山市企業局告示第 15 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公金の収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

- 1 委託を受けた者
名称 株式会社紀陽銀行
住所又は事務所の所在地 和歌山市本町 1 丁目 35 番地
- 2 委託した公金事務に係る収入
水道料金及び下水道使用料
- 3 指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 委託をした日
令和 8 年 4 月 1 日

（令和 8 年 4 月 1 日揭示済）

和歌山市企業局告示第16号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

- 1 委託を受けた者
名称 第一環境株式会社 関西支店
所在地 大阪市淀川区西中島6丁目8番8号
- 2 委託した公金事務に係る収入
集落排水処理施設使用料及び集落排水事業受益者分担金
- 3 指定をした日
令和8年4月1日
- 4 委託をした日
令和8年4月1日

(令和8年4月1日揭示済)

公 告

和歌山市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和46年条例第21号）第5条の規定に基づき、令和8年度下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のように定めたので、これを公告する。

令和8年4月1日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

賦課対象区域

湊、湊御殿二丁目、秋葉町、西小二里一丁目、西小二里二丁目、西浜三丁目、秋月、鳴神、黒田、和歌浦東二丁目、手平三丁目、手平五丁目、小雑賀二丁目、島橋西ノ丁、島橋南ノ丁、内原、紀三井寺、毛見、布引、三葛、松江中二丁目、松江北二丁目、木ノ本、古屋、梅原、西庄、加太、今福五丁目の各一部

（令和8年4月1日掲示済）